

市町村	復興産業集積区域の範囲
釜石市	<p>○区域A</p> <p>大渡町、大町、只越町、大只越町、天神町、浜町、東前町、鈴子町、魚河岸、新浜町、港町、松原町、嬉石町、大平町、千鳥町、駒木町、中妻町、八雲町、岩井町、源太沢町、住吉町、新町、上中島町、小佐野町、小川町、桜木町、礼ヶ口町、定内町、野田町、</p> <p>・大字釜石第1地割 281-2、281-7、281-19、281-20、281-24、281-25、281-26、281-43、281-46、281-68、281-76、320、321、322、324、325、</p> <p>・大字釜石第12地割 135-1、135-2、135-3、138-1、138-2、140-27、140-28、140-29、140-30、140-41、140-43、140-44、140-45</p> <p>県道238号線（吉里吉里釜石線）と市道室浜6号線の交会点を中心として半径300m以内、県道35号線（釜石遠野線）と国道45号線の交会点を中心として半径2km以内、市道轟沢線と市道栗橋1号線との交会点を起点とし、市道轟沢線の終点に至るまでの市道轟沢線の中心線から100m以内、県道35号線（釜石遠野線）と遠野市との交会点を起点とし、県道35号線（釜石遠野線）と国道45号線との交会点に至るまでの県道35号線（釜石遠野線）の中心線から300m以内、市道箱崎13号線の終点を中心として半径500m以内、市道箱崎桑ノ浜線の終点を中心として半径300m以内、市道両石16号線の終点を中心として半径500m以内、国道45号線と県道242号線（水海大渡線）の交会点を起点とし、県道242号線（水海大渡線）と市道鶴住居33号の交会点に至るまでの県道242号線（水海大渡線）の中心線から300m以内、市道桜木町上小川線と市道小川町36号線の交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点に至るまでの市道桜木町上小川線の中心線から300m以内、市道桜木町上小川線と市道上小川線の交会点を起点とし、市道上小川線と市道ふれあい湖畔線の交会点に至るまでの市道上小川線の中心線から200m以内、国道283号線（釜石街道）と遠野市の境界線との交点を起点とし、国道283号線（釜石街道）と市道野田48号線の交会点に至るまでの国道283号線（釜石街道）の中心線から500m以内、国道45号線と市道平田上中島線の交会点を中心として半径1.5km以内、県道249号線（桜崎平田線）と市道本郷桜並木線の交会点を中心として半径500m以内、国道45号線と県道249号線（桜崎平田線）の交会点（桜崎北交差点）を起点とし、県道249号線（桜崎平田線）と市道小白浜本郷線の交会点に至るまでの県道249号線（桜崎平田線）の中心線から200m以内、国道45号線と市道唐丹21号線の交会点を起点とし、市道唐丹21号線の終点に至るまでの市道唐丹21号線の中心線から200m以内、市道唐丹58号線と市道唐丹54号線の交会点を起点とし、市道唐丹58号線と市道唐丹22号線との交会点に至るまでの市道唐丹58号線の中心線から500m以内、市道唐丹22号線の始点を起点とし、市道唐丹22号線の終点に至るまでの市道唐丹22号線の中心線から200m以内、国道45号線と県道193号線（唐丹日頃市線）との交会点を起点とし、国道45号線と県道250号線（吉浜上荒川線）との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から500m以内、県道250号線（吉浜上荒川線）と国道45号線との交会点を起点とし、県道250号線（吉浜上荒川線）と市道唐丹64号線との交会点に至るまでの県道250号線（吉浜上荒川線）の中心線から500m以内、市道唐丹64号線の終点を中心として半径100m以内、県道193号線（唐丹日頃市線）と大船渡市の境界線との交会点を起点とし、県道193号線（唐丹日頃市線）と国道45号線と</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>の交会点に至るまでの県道 193 号線（唐丹日頃市線）の中心線から 200m 以内 以上のうち、唐丹町本郷、第 1 種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第 1 種特別地域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第 1 種特別区域（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B 区域A（市道轟沢線と市道栗橋 1 号線との交会点を起点とし、市道轟沢線の終点に至るまでの市道轟沢線の中心線から 100m 以内、復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。）を区域Bとする。 また、以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p><b>【箱崎白浜復興産業集積区域】</b> 市道鵜住居 32 号線と市道鵜住居 42 号線の交会点を中心として半径 300m 以内、市道鵜住居 32 号線と市道白浜小学校線との交会点を中心として半径 250m 以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p><b>【仮宿復興産業集積区域】</b> 市道鵜住居 8 号線の起点を中心として半径 100m 以内及び市道鵜住居 8 号線の起点から市道鵜住居 8 号線と市道仮宿 2 号線との交会点に至るまでの市道鵜住居 8 号線の中心線から 100m 以内及び市道鵜住居 8 号線と市道仮宿 2 号線との交会点を中心として半径 100m 以内。 以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p><b>【尾崎白浜復興産業集積区域】</b> 市道尾崎白浜 5 号線の起点を中心として半径 300m 以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p><b>【佐須復興産業集積区域】</b> 市道佐須 2 号線の起点を中心として半径 300m 以内。</p> <p><b>【本郷・花露辺復興産業集積区域】</b> 県道 249 号線（桜峠平田線）と市道本郷桜並木線の交会点を中心として半径 500m 以内、国道 45 号線と県道 249 号線（桜峠平田線）の交会点（桜峠北交差点）を起点とし、県道 249 号線（桜峠平田線）と市道小白浜本郷線の交会点に至るまでの県道 249 号線（桜峠平田線）の中心線から 200m 以内、市道花露辺 4 号線の終点を中心として半径 300m 以内。</p> <p><b>【大石復興産業集積区域】</b> 市道大石 2 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を中心として半径 150m 以内及び市道大石 2 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を起点として市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交会点に至るまでの市道唐丹 36 号線の中心線から 150m 以内及び市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交会点を中心として半径 150m 以内。 ただし、対象区域に含まれる国有林については、森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている区域であることから、立地の際に、許認可等関係法令との個別の調整が必要になる。</p>

